

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人せいひ会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。なお、常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事、または評議員選任解任委員で、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
- 4 前各号の規定にかかわらず、役員及び評議員に係る退職慰労金の取り扱いについては、別途「役員等の退職慰労金等に関する細則」の定めるところによる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人は、役員に職務執行の対価として、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、次の各号の報酬とは、役員としての報酬の総額であり、職員を兼務する者の職員としての報酬を含まない。

- (1) この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- (2) この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 2 この法人の常勤理事ならびに常勤監事の報酬額は、別表「常勤理事（監事）基本給表」に定めるところを月額基本給とし、諸手当及び賞与を一般職員給与規程の定めに準じて算定した年間合計額を基準に、年俸としてその額を定めるものとする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 非常勤監事に対する報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員選任解任委員の報酬は、別記4「評議員選任解任委員の報酬」に定める額とする。

（費用弁償の支給）

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

- 第6条 常勤役員の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、直前の営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 6 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は令和 5 年 6 月 22 日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、従前の「役員等報酬規程」は廃止する。

別表 常勤理事（監事）基本給表

等級	6	7						
号差額	1,950	2,440						
下限額	285,050	343,550						
上限額	419,600	511,910						
号	6 級	7 級	号	6 級	7 級	号	6 級	7 級
1	285,050	343,550	25	331,850	402,110	49	378,650	460,670
2	287,000	345,990	26	333,800	404,550	50	380,600	463,110
3	288,950	348,430	27	335,750	406,990	51	382,550	465,550
4	290,900	350,870	28	337,700	409,430	52	384,500	467,990
5	292,850	353,310	29	339,650	411,870	53	386,450	470,430
6	294,800	355,750	30	341,600	414,310	54	388,400	472,870
7	296,750	358,190	31	343,550	416,750	55	390,350	475,310
8	298,700	360,630	32	345,500	419,190	56	392,300	477,750
9	300,650	363,070	33	347,450	421,630	57	394,250	480,190
10	302,600	365,510	34	349,400	424,070	58	396,200	482,630
11	304,550	367,950	35	351,350	426,510	59	398,150	485,070
12	306,500	370,390	36	353,300	428,950	60	400,100	487,510
13	308,450	372,830	37	355,250	431,390	61	402,050	489,950
14	310,400	375,270	38	357,200	433,830	62	404,000	492,390
15	312,350	377,710	39	359,150	436,270	63	405,950	494,830
16	314,300	380,150	40	361,100	438,710	64	407,900	497,270
17	316,250	382,590	41	363,050	441,150	65	409,850	499,710
18	318,200	385,030	42	365,000	443,590	66	411,800	502,150
19	320,150	387,470	43	366,950	446,030	67	413,750	504,590
20	322,100	389,910	44	368,900	448,470	68	415,700	507,030
21	324,050	392,350	45	370,850	450,910	69	417,650	509,470
22	326,000	394,790	46	372,800	453,350	70	419,600	511,910
23	327,950	397,230	47	374,750	455,790			
24	329,900	399,670	48	376,700	458,230			

別記 1 非常勤理事の報酬

理事会・評議員会出席の都度 1人一律 10,315 円

別記 2 非常勤監事の報酬

理事会・評議員会出席、または監事監査出席の都度 1人一律 10,315 円

別記 3 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律 10,315 円

別記 4 評議員選任解任委員の報酬

評議員選任解任委員会出席の都度 1人一律 10,315 円